

スプリアス確認保証は「現に免許を受けている無線機」についてのみ、受けられます。新規に購入や、友人等から譲渡された送信機はスプリアス確認保証ではなく、先に無線設備の変更手続きをお願いします。

JARD

スプリアス確認保証手続きガイド

現在ご使用中の無線機のスプリアス確認保証を受けるにあたっては、この手続きガイドに沿って『スプリアス確認保証願書』及び『スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）』をご記入の上、JARD保証事業センターにお申し込み下さい。

【 スプリアス確認保証について 】

RR(無線通信規則)の改正を受け、電波法に定めるスプリアス規格が改正（平成 17 年 12 月施行）されました。これに伴い、平成 19 年 11 月以前に製造された古い無線機は、平成 34 年 12 月以降は使用できなくなります。

ただし、既に免許を受けている無線機については、スプリアスを実測し新スプリアス規格に適合していれば、「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書」を総合通信局等に提出することで、平成 34 年 12 月以降も使用することができます。

この手続きの簡便な方法として、アマチュア局の場合は、平成 28 年 6 月 30 日付けで総務省公示「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」の一部が改正され、新たに追加された「スプリアス確認保証」を受けることで対応することが認められました。

JARD は、この「スプリアス確認保証」を平成 28 年 9 月 1 日から開始しました。

【 スプリアス確認保証が可能な送信機 】

アマチュア局の免許を受けている空中線電力200W以下の無線設備で次のもの（空中線電力が200Wを超える免許を受けている無線設備は除きます。）

- 1 JARL 登録機種又は技術基準適合証明機種で旧スプリアス規格機器のうち、「スプリアス確認保証可能機器リスト」に記載の無線設備
※ 保証可能機器は追加されますので、JARD ホームページ等でご確認ください。
https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_01.pdf

- 2 自作機等であって、自ら測定したスペアナ画面の写真を添付した無線設備

【 スプリアス確認保証の申込み方法 】

1 書面による場合

「スプリアス確認保証願書」及び「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」に必要事項を記入の上、以下あて送付してください。

〒170-8088

東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル

JARD保証事業センター

2 電子メールによる場合

JARD のホームページから、申込みに必要な以下の様式をダウンロードして、必要事項を記入の上、メールに添付して以下のアドレス宛に送付してください。

●申込みに必要な書類

①「スプリアス確認保証願書」

②「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」

●JARD 保証事業サイト（メールによるスプリアス確認保証申込み）⇒

https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_06.html

●メール送信先 sp-con@jard.or.jp

3 電子申込み（入力フォーム）による場合

以下のJARDホームページからお手続きください。

●JARD 保証事業サイト（Webによるスプリアス確認保証申込み）⇒

https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_07.html

※ JARDが総合通信局等へ必要な手続きを行った後、「スプリアス確認保証通知書」を送付します。

なお、お届けする「スプリアス確認保証通知書」はお客様ご自身で保管していただくためのもので、今後の総合通信局等への手続きの際に添付等は不要です。

【 スプリアス確認保証料のご案内 】

スプリアス確認保証願書等の記入が済んだら、スプリアス確認保証を受ける無線設備の台数に応じた次の保証料（税込み）をお振込みください。スプリアス確認保証を受ける無線設備の台数等により保証料が異なります。

1 スプリアス確認保証料の内訳（基本料に台数分を加算した額）

●基本料（基本料には1台分の保証料を含みます） 2,500円

●2台目以降 2台目以降は、装置1台毎に1,000円

(例) 3台出願の場合

1台目 2,500円 + (2台 × 1,000円) = 4,500円

2 保証料の特例

以下に該当する場合は、「スプリアス確認保証願書」下部特例適用欄に必要事項
(有 割引適用の理由)を記載していただくことで保証料の減額が受けられます。

(スプリアス確認保証願書の記入例を参考にしてください。)

(1) スプリアス確認保証可能機器の追加等により、同一局について複数回にわたってスプリアス確認保証を受ける場合は、2回目以降は基本料を免除し、装置1台毎に1,000円となります。

(2) JARL 会員で複数台(2台以上)の出願をする場合、同一局について2台目以降の2台分(2,000円)を1回に限り減額します。(2台申込み場合は1台分)

(例) 5台出願の場合

1台目 2,500円 + (1,000円 × 4台) - (1,000円 × 2台)
= 4,500円 (JARL 会員による減額)

※1：スプリアス確認保証料は、確認保証を行った後は返戻いたしません。

※2：出願者からの申し出により出願を取り下げの場合は、確認保証を行う前に限り、出願者が支払った保証料から当該書類の返送のための郵送料及び振込手数料を差し引いた額を返金します。

【 スプリアス確認保証料の振込等 】

スプリアス確認保証料の振込等は、次の3つのいずれかの方法でお願いします。

1 郵便局の口座振替(払込み)の場合

振替口座 00120-1-729584

加入者名 JARD保証事業センター

2 銀行振込の場合

(1) 三菱東京UFJ銀行(0005) 駒込支店(店番061)

普通預金 口座番号 0438903

名 義 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 保証事業

(2) ゆうちょ銀行 〇一九店 (店番 019)
当座預金 口座番号 0729584
名 義 JARD保証事業センター
(カナ) (ジェイエーアールディーホショウジギョウセンター)

3 直接納付の場合

JARD保証事業センターにて直接納付できます。(現金のみ)

- ※1：お振込みの名義は、必ず出願者名（社団局の場合は、代表者名）としてください。
- ※2：振込等の手数料は、お客様にてご負担ください。
- ※3：振込等を証する書類は、スプリアス確認保証願書の所定の位置に貼付してください。なお、控えは必ずコピーを取るなどしてお手元に保管してください。

【 スプリアス確認保証に関するお問い合わせ先 】

JARD保証事業センター（スプリアス確認保証担当）まで
電 話 03-3910-7286
FAX 03-3910-7277
E-mail sp-con@jard.or.jp

いまいちど、ご注意ください。
スプリアス確認保証を受けられる皆さんへ

スプリアス確認保証は「現に免許を受けている無線機」についてのみ、受けられます。新規に購入や、友人等から譲渡された送信機はスプリアス確認保証ではなく、先に無線設備の変更手続きをお願いします。

スプリアス確認保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、以下の無線設備について、スプリアス確認保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

出願の日	(平成) 28年12月1日
電話番号	03-0000-0000
F A X	03-0000-0000
メールアドレス	XXXXX@jard.or.jp

住所	1 7 0 8 0 8 8
社団の場合は 事務所の所在地	東京都豊島区巣鴨3-36-6
氏名 社団の場合は 代表者の氏名	(ふりがな) ほしょう じろう 保証 次郎
社団の名称	社団の場合に限る
免許番号	関A第0000000号
識別信号(呼出符号)	JH1000

装置の区別	送信機の名称等	技適番号又は JARL登録機種の登録番号等	製造番号 SERIAL No.	付属装置の有無及び名称等 (ある場合のみ)
第2 送信機	TU-911	KV35100021	201625	<input type="checkbox"/> 有
第4 送信機	JT-123	002KN123	8088	<input checked="" type="checkbox"/> 有 HL-66V, RTTY, SSTV装置
第5 送信機	FU-2311	Y161	99055	<input type="checkbox"/> 有
第6 送信機	自作機	7MHz帯電信専用機	1990-001	<input type="checkbox"/> 有
第7 送信機	KWM-2A	コリンズ社製	54123J	<input type="checkbox"/> 有
第 送信機				

(保証料の払込証明書の貼付欄)

- 専用の払込用紙で払い込まれたときは、受付証明書(払込用紙右端)を貼付して下さい。
- 郵便局等に備え付けの払込用紙で払い込まれたときは、受領証の原本を貼付して下さい。
※必ず控え(コピー)を取りお手元に残すことをお勧めします。
- インターネットを使用して払い込まれたときは、確認画面のハードコピーを添付して下さい。

現に免許を受けている送信機のうち、スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載して下さい。

保証

スプリアス確認保証は「現に免許を受けている送信機」についてのみ、受けられます。新規に購入や、友人等からの譲渡された送信機は、スプリアス確認保証ではなく、先に送信機(無線設備)の変更手続きをお願いします。

※保証料の算定について
この場合は、第2、4及び第5~7送信機までの5台となるため、保証料は6,500円となります。
(2,500円+1,000円×4台)
なお、保証料の特例の適用を受ける場合は、特例適用欄の口にし印を付け、〔 〕内に内容を記載して下さい。

付加・付属装置がある場合は口にし印を付け、名称を記載して下さい。

遵守事項	(1) 無線設備を技術基準に適合 (2) 保証を受けた無線設備により他の無線局の運用又は放送の受信に支障を及ぼしていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、協会に報告します。 (3) 協会が行う保証業務に係る調査(実地調査を含む。)及び指導の通知があった場合には、全面的に協力します。
------	---

※保証料の算定
・基本料(1台分の料金を含む) 2,500円
・2台目以降 1台ごとに1,000円を加算

特例適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (例) スプリアス確認保証2回目 S10XXXXX (前回のJARD確認保証番号) (例) JARL会員 (JARL会員証のコピーを添付してください。)
------	---

保証料の額 6,500円

参考事項	(例) 第6送信機及び第7送信機についてはスプリアス強度確認用の写真を添付します。
------	---

※参考事項の記載について
自作機、外国製の機器など「スプリアス確認保証可能機器リスト」に含まれていない機器について、スプリアス確認保証を希望される場合は、自ら測定したスプリアス強度確認用のスペアナ画面の写真を添付して下さい。

注1 本願書は無線局1局ごとに作成してください。
注2 「スプリアス確認保証を申し込む無線設備」の欄には、今回スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載し

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）

平成 28年12月 1日

所管の総合通信局長（沖縄の場合、沖縄総合通信事務局長）名を合所記入してください。

関東総合通信局長 殿

免許人名 保証次郎

印は不要です。

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

現在免許を受けているすべての送信機を記載してください。

②の欄の技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号がない機器の場合、記入が必要です

①		②		③			④			
保証対象		技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			終段管			
装置の区別				変調方式			名称個数	電圧		
							定格出力 (W)			
<input type="checkbox"/>	第 1 送信機	(技適機器以外の場合は、必ず③の欄の記入をお願いします。)		A1A, A3E, J3E, F3E 3.5~50MHz帯			2SC2879×2 M57735×1	13.8V	100 50 (28MHz) 10 (50MHz)	
<input checked="" type="checkbox"/>	第 2 送信機	KV35100021						V		
<input type="checkbox"/>	第 3 送信機	002-160000						V		
<input checked="" type="checkbox"/>	第 4 送信機	002KN123					MRF2477×1 2SC2630×1	13.5V 13.8V	10 50	
<input checked="" type="checkbox"/>	第 5 送信機	(JARL登録機種の場合は、必ず③の欄の記入をお願いします。)		F2D, F3E 144、430MHz帯			リアクタンス変調	M57715×1 M57752×1	13.8V	10
<input checked="" type="checkbox"/>	第 6 送信機	(自作機の場合は、必ず③の欄の記入をお願いします。)		A1A 7MHz帯				2SC1947×1	8.5V	2
<input checked="" type="checkbox"/>	第 7 送信機	(外国製機器の場合は、必ず③の欄の記入をお願いします。)		A1A, J3E 3.5~28MHz帯			平衡変調	6146×2	800V	100
<input type="checkbox"/>	第 8 送信機							V		
<input type="checkbox"/>	第 9 送信機							V		
<input type="checkbox"/>	第 10 送信機							V		

スプリアス確認保証を受ける送信機のみ口にレ印を記入してください。

- 注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。
- 注2 ①の欄において、新スプリアス規格に適合することの確認に係る保証の対象送信機にレ印を記入すること。
- 注3 ②の欄において、技術基準適合証明番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。
- 注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。

スプリアス確認保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、以下の無線設備について、スプリアス確認保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

出 願 の 日					(平成) 年 月 日		
出 願 者	住 所				電 話 番 号		
	社団の場合は 事務所の所在地				F A X		
	氏 名 社団の場合は 代表者の氏名	(ふりがな)		印	社団の名称 社団の場合に限る		
	免許番号				識別信号 (呼出符号)		
ス プ リ ア ス 確 認 保 証 を 申 し 込 む 無 線 設 備	装置の区別	送信機の名称等	技適番号又は JARL登録機種の登録番号	製造番号	付属装置の有無及び名称等 (ある場合のみ)		<p style="text-align: center;">(保証料の払込証明書の貼付欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の払込用紙で払い込まれたときは、受付証明書 (払込用紙右端) を貼付して下さい。 ・ 郵便局等に備え付けの払込用紙で払い込まれたときは、受領証の原本を貼付して下さい。 ※必ず控え (コピー) を取りお手元に残すことをお勧めします。 ・ インターネットを使用して払い込まれたときは、確認画面のハードコピーを添付して下さい。 <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※保証料の算定 ・ 基本料 (1台分の料金を含む) 2,500円 ・ 2台目以降 1台ごとに1,000円を加算</p>
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
遵守事項	<p>(1) 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するよう維持します。</p> <p>(2) 保証を受けた無線設備により他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、協会に報告します。</p> <p>(3) 協会が行う保証業務に係る調査 (実地調査を含む。) 及び指導の通知があった場合には、全面的に協力します。</p>						
特例適用	□有 []					保証料の額	円
参考事項							

注1 本願書は無線局1局ごとに作成してください。

注2 「スプリアス確認保証を申し込む無線設備」の欄は、今回スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載してください。

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）

平成 年 月 日

殿

免許人名

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

記

免許番号				識別信号（呼出符号）			
①	②	③					備考
保証対象	装置の区別	技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式	終段管		定格出力 (W)
					名称個数	電圧	
<input type="checkbox"/>	第1送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第2送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第3送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第4送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第5送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第6送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第7送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第8送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第9送信機					V	
<input type="checkbox"/>	第10送信機					V	

- 注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。
 注2 ①の欄において、新スプリアス規格に適合することの確認に係る保証の対象送信機にレ印を記入すること。
 注3 ②の欄において、技術基準適合証明番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。
 注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。